

二人乗りは交通違反です

【乗車の制限】

道路交通法第57条第2項

大阪府道路交通規則第11条

罰則:2万円以下の罰金又は科料

自転車の乗車定員は1人を超えないこと。ただし、6歳未満の者1人を幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の者が運転する場合を除く。



夜の無灯火運転は交通違反です

【車両等の灯火】

道路交通法第52条第1項

大阪府道路交通規則第10条第1号

罰則:5万円以下の罰金

夜間(日没から日の出までの間)、通行する場合は、前照灯をつけなければならない。

